

送電線下の土地(保留地)をご購入される皆様へ

送電線下の土地を購入する場合、一部土地の利用に制限が掛かる場合がございます。下記内容をご確認いただき、事前に沖縄電力㈱へ問い合わせをお願い致します。

送電線路用地賃貸借契約

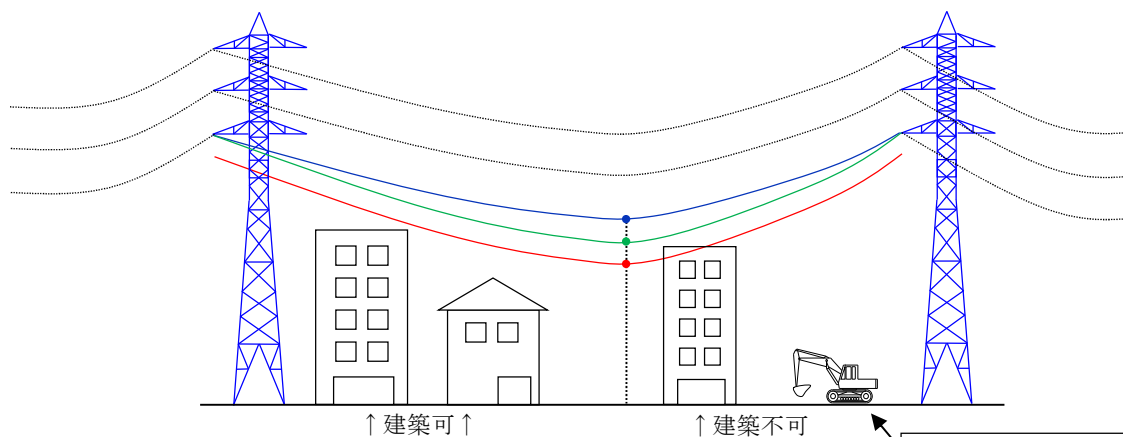
当該土地が、送電線下だった場合、土地所有者と沖縄電力との間で送電線路用地賃貸借契約等が必要になります。

送電線路用地賃貸借契約とは、土地の上空に送電線が走っていることにより、土地の利用に制限を受けるため、当該線下用地を沖縄電力が土地所有者の方から賃借し、その対価を支払うというものです。

従前の土地所有者と沖縄電力の間で送電線路用地賃貸借契約が結ばれていた場合、従前の所有者の移転に伴って契約が解除され、当該土地の新しい所有者と送電線路用地賃貸借契約を結ぶことになります。

送電線下建築可能高調査

送電線の種類や地上からの高さによって、設置出来る建物等の高さに制限が掛かるため、事前にお問い合わせください。



- 青印：測定時の送電線地上高さ(最低地上高さ)
- 緑印：送電線の弛みが最大となった時の送電線地上高さ(最低地上高さ)
- 赤印：緑印から安全離隔距離を考慮した送電線地上高さ(建築可能高さ)

※1 労働安全衛生規則により作業が制限される場合がございます。施工業者より事前に沖縄電力㈱へ問い合わせ頂き、「送電線路近接作業申請書」の提出、安全作業の打合せをお願いしております。

沖縄電力㈱ (代表) 098-877-2341 用地部 用地管理グループ (内線 : 3718)

※1 電力流通部 送電グループ (内線 : 4330)